

## 相談支援従事者現任研修 受講期限早見表【令和7年度版】

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、資格失効となり相談支援専門員として従事できません。相談支援専門員として従事するためには、改めて相談支援従事者初任者研修を修了してください。

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。 ※黄色…令和7年度が受講期限

※ピンク…令和8年度が受講期限

|         | 初任者研修修了年度 | 現任研修1回目（この間で1回以上修了） | 現任研修2回目（この間で1回以上修了） | 現任研修3回目（この間で1回以上修了） | 現任研修4回目（この間で1回以上修了） |
|---------|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 旧カリキュラム | 平成18年度    | 平成19年度～平成23年度       | 平成24年度～平成28年度       | 平成29年度～令和3年度        | 令和4年度～令和8年度         |
|         | 平成19年度    | 平成20年度～平成24年度       | 平成25年度～平成29年度       | 平成30年度～令和4年度        | 令和5年度～令和9年度         |
|         | 平成20年度    | 平成21年度～平成25年度       | 平成26年度～平成30年度       | 令和1年度～令和5年度         | 令和6年度～令和10年度        |
|         | 平成21年度    | 平成22年度～平成26年度       | 平成27年度～令和1年度        | 令和2年度～令和6年度         | 令和7年度～令和11年度        |
|         | 平成22年度    | 平成23年度～平成27年度       | 平成28年度～令和2年度        | 令和3年度～令和7年度         | 令和8年度～令和12年度        |
|         | 平成23年度    | 平成24年度～平成28年度       | 平成29年度～令和3年度        | 令和4年度～令和8年度         | 令和9年度～令和13年度        |
|         | 平成24年度    | 平成25年度～平成29年度       | 平成30年度～令和4年度        | 令和5年度～令和9年度         | 令和10年度～令和14年度       |
|         | 平成25年度    | 平成26年度～平成30年度       | 令和1年度～令和5年度         | 令和6年度～令和10年度        | 令和11年度～令和15年度       |
|         | 平成26年度    | 平成27年度～令和1年度        | 令和2年度～令和6年度         | 令和7年度～令和11年度        | 令和12年度～令和16年度       |
|         | 平成27年度    | 平成28年度～令和2年度        | 令和3年度～令和7年度         | 令和8年度～令和12年度        | 令和13年度～令和17年度       |
|         | 平成28年度    | 平成29年度～令和3年度        | 令和4年度～令和8年度         | 令和9年度～令和13年度        | 令和14年度～令和18年度       |
|         | 平成29年度    | 平成30年度～令和4年度        | 令和5年度～令和9年度         | 令和10年度～令和14年度       | 令和15年度～令和19年度       |
|         | 平成30年度    | 令和1年度～令和5年度         | 令和6年度～令和10年度        | 令和11年度～令和15年度       | 令和16年度～令和20年度       |
|         | 令和元年度     | 令和2年度～令和6年度         | 令和7年度～令和11年度        | 令和12年度～令和16年度       | 令和17年度～令和21年度       |
|         | 令和2年度     | 令和3年度～令和7年度         | 令和8年度～令和12年度        | 令和13年度～令和17年度       | 令和18年度～令和22年度       |
| 新カリキュラム | 令和3年度     | 令和4年度～令和8年度         | 令和9年度～令和13年度        | 令和14年度～令和18年度       | 令和19年度～令和23年度       |
|         | 令和4年度     | 令和5年度～令和9年度         | 令和10年度～令和14年度       | 令和15年度～令和19年度       | 令和20年度～令和24年度       |
|         | 令和5年度     | 令和6年度～令和10年度        | 令和11年度～令和15年度       | 令和16年度～令和20年度       | 令和21年度～令和25年度       |
|         | 令和6年度     | 令和7年度～令和11年度        | 令和12年度～令和16年度       | 令和17年度～令和21年度       | 令和22年度～令和26年度       |

※現任研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

|      |                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受講要件 | ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある<br>② 現に相談支援業務に従事している<br>（ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要があります。） |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|